

# 香川県報



号 外

平成 17 年

10月11日(火曜日)

## 条 例

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県国民健康保険調整交付金条例 (医務国保課) 三
- 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例 (公安委員会) 四
- 香川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 八
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例 (みどり保全課、都市計画課) 九
- 香川県営住宅条例の一部を改正する条例 (住 宅 課) 九
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (公安委員会) 一〇
- 香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例 ( ) 一一
- 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 ( ) 一三

### 本号で公布された条例のあらまし

- 香川県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年香川県条例第五十一号）
- 1 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正により、保険者である市町の国民健康保険の財政を調整することを目的とする調整交付金を市町に対して交付するため、この条例を制定することとした。
  - 2 調整交付金の総額及び種類について定めることとした。
  - 3 普通調整交付金及び特別調整交付金を交付する際に勘案する事項及び総額について定めることとした。

- 4 特別調整交付金の総額が各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額を普通調整交付金の総額に加算することとした。
- 5 公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用することとした。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成十七年香川県条例第五十二号）

- 1 近年の急激な社会環境の変化に伴い地域社会における連帯意識が希薄化する中、街頭、住居その他の県民が日常生活を営む場において犯罪が多発している。こうした厳しい犯罪情勢の下、これらの犯罪を防止するためには、県民等が地域社会において相互に連携し、及び協力しながら、犯罪の防止に積極的に取り組むとともに、学校、道路、住宅等について犯罪の防止に配慮した環境の整備を行うなど犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）を、県、県民、事業者等が一体となって推進するため、この条例を制定することとした。
- 2 県民は、良好な地域社会の形成に努めるとともに、児童、生徒、幼児、高齢者等への犯罪による被害を防止するために配慮に努め、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めることとした。
- 3 県は、県民等が行う安全・安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するために情報提供その他の必要な支援を行うこととした。
- 4 県は、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、犯罪被害者等の平穏な生活を確保するために必要な支援を行うこととした。
- 5 県等は、学校、通学路等において児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めることとした。
- 6 県等は、道路、住宅、店舗、自動車、自動販売機等の防犯性を向上するために必要な措置を講ずるよう努めることとした。
- 7 公布の日から施行することとした。

香川県条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十三号)

1 県の施策の推進に要する財源の一部とするため、法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対して超過課税を行っているところであるが引き続き施策の推進を図る必要があることから、その適用期間を五年間延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十四号)

1 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二二号)の施行に伴い、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団が解散するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十五号)

1 県営住宅等の管理について、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十六号)

1 三豊市、仲多度郡まんのう町、小豆郡小豆島町及び綾歌郡綾川町の設置並びに木田郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町の高松市への編入に伴い所要の改正を行うとともに、これら市町合併の状況を踏まえ、急増した事件・事故に的確に対応し更なる警察機能の強化と地域社会との一層の連携強化を図るため、警察署の管轄区域を変更することとした。

2 一部の規定は平成十八年一月一日、一部の規定は同月十日、一部の規定は

同年三月二十日、一部の規定は同月二十一日、一部の規定は同年四月一日から施行することとした。

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十七号)

1 個人の権利利益の一層の保護を図るため公安委員会及び警察本部長を香川県個人情報保護条例の実施機関に加えることに伴い、実施機関が取り扱う個人情報保護等について所要の改正を行うこととした。

2 一部の規定は公布の日、一部の規定は平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第五十八号)

1 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部改正により警備員指導教育責任者に対する定期的な講習制度の導入及び警備員等の検定に関する規定の整備が行われたこと、並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部改正により警備業法に基づく事務の手数料の標準額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年十一月二十一日から施行することとした。

条 例

香川県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第五十一号

香川県国民健康保険調整交付金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の二第一項の規

定に基づき、香川県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）について必要な事項

を定めるものとする。

(調整交付金の交付)

第二条 県は、市町が行う国民健康保険の財政を調整するため、市町に対して調整交付金を交付する。

(調整交付金の総額)

第三条 調整交付金の総額は、国民健康保険法第七十二条第二項第一号に規定する算定対象額の百分

の七に相当する額とする。

(調整交付金の種類)

第四条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

(普通調整交付金)

第五条 普通調整交付金は、市町間における次に掲げる事項の全部又は一部の格差を勘案して、規則

の定めるところにより交付する。

一 一般被保険者に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険第一号被保険者に係る所得及び

当該被保険者の数

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する

額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移

送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用

の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額

ロ 介護納付金の納付に要する費用の額

三 年齢階層別の一般被保険者の数及び前号イに掲げる額

2 普通調整交付金の総額は、第三条に規定する調整交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

(特別調整交付金)

第六条 特別調整交付金は、市町における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況

その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して、規則の定めるところにより交付

する。

2 特別調整交付金の総額は、第三条に規定する調整交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

(普通調整交付金の額の変更)

第七条 特別調整交付金の総額が、前条第一項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額を

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

(平成十七年度における経過措置)

2 平成十七年度における第三条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項に規定する額とする。

3 平成十七年度における普通調整交付金の総額は、第五条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する調整交付金の総額の五分の四に相当する額とする。

4 平成十七年度における特別調整交付金の総額は、第六条第二項の規定にかかわらず、附則第二項に規定する調整交付金の総額の五分の一に相当する額とする。

(平成十八年度における経過措置)

5 平成十八年度における第三条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第四条第五項に規定する額とする。

(平成十九年度における経過措置)

6 平成十九年度における第三条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第五条第四項に規定する額とする。

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十二号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 互いが支え合う地域社会づくり（第七条―第十三条）

第三章 安全・安心を支える地域環境づくり

第一節 児童等の安全の確保（第十四条・第十五条）

第二節 防犯性の向上に配慮した環境の整備（第十六条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条）

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、街頭、住居その他の県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）が地域社会において相互

に連携し、及び協力しながら、これらの犯罪の防止に積極的に取り組むことが重要であることにか  
 人がみ、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備  
 その他の犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）に関し、  
 県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、  
 安全・安心なまちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等すべての人が安全に、かつ、安心して  
 暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 安全・安心なまちづくりは、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会  
 の形成が必要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動と犯罪の防止に配慮し  
 た環境の整備とが一体的かつ有機的に実施されるよう推進されなければならない。

3 安全・安心なまちづくりは、県及び市町、県民並びに事業者がそれぞれの役割を適切に分担し、相  
 互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりに関する総合的な施策を策  
 定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、安全・安心なまちづくりに関する関係性及び理解を深め、日常生活における安全の確  
 保に自ら努めるとともに、安全・安心なまちづくりに積極的に関与し、自ら努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努め  
 るものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めると  
 ともに、安全・安心なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努  
 めるものとする。

（推進体制の整備）

第六条 県は、安全・安心なまちづくりを推進するため、県及び市町、県民、事業者並びに関係団体が  
 意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

第二章 互いが支え合う地域社会づくり  
 （地域社会における連携等）

第七条 県民は、地域社会において相互に連携し、及び協力する関係が安全・安心なまちづくりに寄与  
 するものであることを踏まえ、良好な地域社会の形成に努めるとともに、児童、生徒、幼児、高齢  
 者等が犯罪による被害を受けやすい配慮に努めるものとする。

2 県民は、児童、生徒、幼児、高齢者等が犯罪による被害を受けていると認められる場合又は受け  
 るおそれがある場合には、警察官への通報、避難誘導その他の適切な措置を  
 とるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第八条 県は、安全・安心まちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 安全・安心まちづくりを推進するため、安全・安心まちづくり旬間を設け、その期間は、十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間には、その趣旨にふさわしい活動を行うものとする。

(市町に対する支援)

第九条 県は、安全・安心まちづくりの推進における市町の役割の重要性にかんがみ、市町が行う安全・安心まちづくりに関する施策の実施について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第十条 県は、県民等が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を推進することができるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において県民等が地域の実情に応じた安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を推進することができるよう、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第十一条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するための助言その他の必要な支援を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第十二条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者等が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第十三条 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の平穏な生活を確保するため、市町及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県民は、良好な地域社会の形成には、犯罪被害者等の平穏な生活の確保が必要であることについての理解を深め、前項の規定に基づき県が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第三章 安全・安心を支える地域環境づくり

第一節 児童等の安全の確保

第十四条 県は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)が犯罪による被害を受けないよう(学校等における児童等の安全の確保)にするための教育を充実するよう努めるものとする。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第八

十二条の二に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校で児

童等に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第七条に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「学

校等の設置者等」という。)は、次項に規定する指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童

等の安全を確保しよう努めるものとする。

3 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

4 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う者等の参加を求め、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するため、に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十五条 児童等が通学、通園等の用に供している道路又は日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、児童等の保護者、学校等の設置者等、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、相互に連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 防犯性の向上に配慮した環境の整備

(道路等の防犯性の向上)

第十六条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性の向上)

第十七条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

講ずるよう努めるものとする。

(店舗等の防犯性の向上)

第十八条 銀行その他の金融機関で公安委員会規則で定めるもの及び深夜(午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。)において営業する小売店舗その他の小売店舗で公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

(自動車等の防犯性の向上)

第十九条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(自動販売機の防犯性の向上)

第二十条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、前項に規定する自動販売機の設置その他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(指針の策定手続等)

第二十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第十四条第三項、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する指針（以下「指針」と総称する。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県条例第五十三号

香川県税条例（昭和二十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県自然海岸保全条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第五十四号

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び香川県自然海岸保全条例の一部を改正する条例

条例

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第一条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国」を「国の機関」に、「公団等の機関」を「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の法人」に改める。



(香川県自然海浜保全条例の一部改正)

第二条 香川県自然海浜保全条例(昭和五十五年香川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第五十五号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例(昭和三十九年香川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「共同施設」の下に「(以下「県営住宅等」という。)を加える。

を「入居者は」に改める。

第十九条第一項中「県営住宅及び共同施設」を「県営住宅等」に改め、同条第二項中「入居者が

を「入居者は」に、「県営住宅又は共同施設」を「県営住宅等」に改め、「入居者は」を削り、「

選択」を「指示」に改める。

第二十五条第一項第四号中「県営住宅又は共同施設」を「県営住宅等」に改める。

第二十七条第一項中「県営住宅及び共同施設」を「知事は、県営住宅等の」に、「県営住宅及び

共同施設並びに」を「県営住宅等及び」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三十二条 県営住宅等の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の一

第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、そ

の申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 県営住宅等の平等な利用が確保されること。

2 県営住宅等の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、県営住宅等の

効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる

ものであること。

3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他県営住宅等の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認めると認めると認め

る。知事は、県営住宅等の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前

項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他

これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認め

る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第二項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、県営住宅等の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第三十二条の規定は、改正後の第三十二条第二項の規定による指定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十六号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年香川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

「さぬき市  
 「高松市のうち、庵本則の表香川県さぬき警察署の項中  
 木田郡のうち、牟礼町及び庵治町」を「さぬき市  
 木田郡のうち、牟礼町及び庵治町」を「さぬき市  
 木田郡のうち、牟

治町

に改め、同表香川県小豆警察署の項中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に改め、同表礼町」

香川県高松北警察署の項中「及び香川県高松南警察署の管轄区域」を「香川県高松南警察署及び香川県高松北警察署の管轄区域並びに庵治町」に改め、「のうち、直島町」を削り、同表香川県高松南警察署の項中「岡本町」の下に「香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号」を、「楠上町二丁目」の下に「香南町池内、香南町西庄、香南町西野、香南町横井、香南町吉光」を加え、「香川郡のうち、香川町及び香南町」を削り、同表香川県高松北警察署の項中「丸亀市のうち、飯山町上法蓮寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町西坂元、飯山町東小川及び飯山町東坂元」を「高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家

に改め、「国分寺町及び」を削り、同表香川県高松南警察署の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に、「綾上町及び綾南町」を「綾川町」に改め、同表香川県琴平警察署の項中「琴南町、瀧濃町」を削り、「仲南町」を「まんのう町」に改

め、同表香川県高瀬警察署の項中「三豊郡高瀬町」を「三豊市」に、「三豊郡のうち、高瀬町、三野町大浜、詫間町香田、詫間町志々島、詫間町詫間、詫間町積、詫間町生里、詫間町箱、詫間町松崎、三野町大見、三野町下高瀬及び三野町吉津」に改め、同表香川県観音寺警察署の項中「三豊郡のうち、山本町、豊中町、仁尾町及び財田町」を「三豊市のうち、財田町財田上、財田町財田中、豊中町岡本、豊中町笠田笠岡、豊中町笠田竹田、豊中町上高野、豊中町下高野、豊中町比地大、豊中町本山乙、豊中町本山甲、仁尾町家の浦、仁尾町仁尾、山本町大野、山本町神田、山本町河内、山本町財田西及び山本町辻」に改める。

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

本則の表香川県高松北警察署の項中「香川県高松西警察署」を「香川県高松西警察署」に改め、同表香川県坂出警察署の項中「高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家」及び「丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川及び飯山町東坂元」を削り、同表香川県綾南警察署の項中「香川県綾南警察署」を「香川県高松西警察署」に、「丸亀市のうち、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東及び綾歌町富熊」を「高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家」に改め、同表香川県丸亀警察署の項中「のうち、香川県坂出警察署及び香川県綾南警察署の管轄区域を除いた区域」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例本則の表香川県高瀬警察署の項及び香川県観音寺警察署の項の改正規定 平成十八年一月一日
- 二 第一条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例本則の表香川県さぬき警察署の項、香川県高松北警察署の項、香川県高松南警察署の項及び香川県坂出警察署の項の改正規定 平成十八年一月十日
- 三 第二条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例本則の表香川県琴平警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十日
- 四 第一条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例本則の表香川県小豆警察署の項及び香川県綾南警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十一日
- 五 第二条の規定 平成十八年四月一日

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第五十七号

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育委員会」の下に「公安委員会、警察本部長」を加え、同条第三項中「をい」を「並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をい」に改める。

第六条第二項第六号中「第四項第二号」を「第四項第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として個人情報収集するとき。

第六条第三項中「収集するとき」の下に「（実施機関が公安委員会又は警察本部長の場合にあっては、本人から書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記録された当該本人の個人情報収集すると共に限る。）」を加え、同条第四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪の予防等を目的として特定個人情報収集するとき。

第七条第二項中「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号及び第四号中「法令等の定める」を「その」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪の予防等を目的として第四号に規定する者以外の者に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

第十三条第三項中「実施機関の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務

二 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務

三 実施機関の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

第十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一号を加える。

4 実施機関が公安委員会又は警察本部長の場合にあっては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務について、第二項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項の一部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、当該個人情報取扱事務について、同項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項の一部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関が定めるもの

第十六条に次の一号を加える。

十 警察職員が従事する事務又は事業の遂行に係る情報に含まれる警察職員の氏名であつて、開示することにより、その氏名の開示に係る警察職員が従事する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関が定めるもの

第二十五条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。」を削る。

第二十八条に次の一号を加える。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して九十日以内になければならない。

第三十六条に次の一号を加える。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して九十日以内にならなければならない。  
第六十条の二中「第六条第二項第六号及び第四項第二号並びに第七条第二項第七号」を「第六条第二項第七号及び第四項第三号並びに第七条第二項第八号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第二号及び第四号、第二十八条並びに第三十六条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の際現に第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定により保有個人情報の開示を受けている者についての改正後の第二十八条第三項及び第三十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「保有個人情報の開示を受けた日」とあるのは、「香川県個人情報保護条例（香川県警察本部組織条例の一部改正）の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第五十七号）の公布の日」とする。

3 香川県警察本部組織条例（昭和二十九年香川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
（香川県警察本部組織条例の一部改正）

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 個人情報の保護に関すること。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十八号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成十二年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第九の二の項中「二千五百円」を「二千円」に改め、同表中五の項を削り、六の項を五の項とし、同表七の項中「一回につき三万七千円」を「二時間につき千二百円」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項中「二千五百円」を「二千円」に改め、同項を同表七の項とし、同表九の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同項を同表八の項とし、同表十三の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十二の項中「二百円」を「二百円」に改め、同項を同表十六の項とし、同表中十一の項を十五の項とし、十の項を十四の項とし、同項の前に次のように加える。

九 現任警備員指導教育責任者講習手数料	一回につき五千円
十 警備員検定手数料	一件につき一万六千円

いて「法」という。）第十八条に規定する種別をいう。以下この項において同じ。）のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（法第二十三条第一項に規定す

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。

附 則

十八 検定合格者 審査手数料	一件につき四千七百円
-------------------	------------

別表第九に次のように加え、同表備考を削る。

十一 検定合格証 明書交付手数料	一件につき一万円
十二 検定合格証 明書書換え手数料	一件につき二千二百円
十三 検定合格証 明書再交付手数料	一件につき二千円
料	
2 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(警備法施行令(昭和五十七年政令第三百八号)第二条の表第二号の国家公安委員会規則で定める。)のみに限る。	一件につき一万四千円
3 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(2号に掲げるものを除く。)	一件につき一万三千円
4 警備業務の種別のうち、法第二条第一項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定	一件につき一万六千円